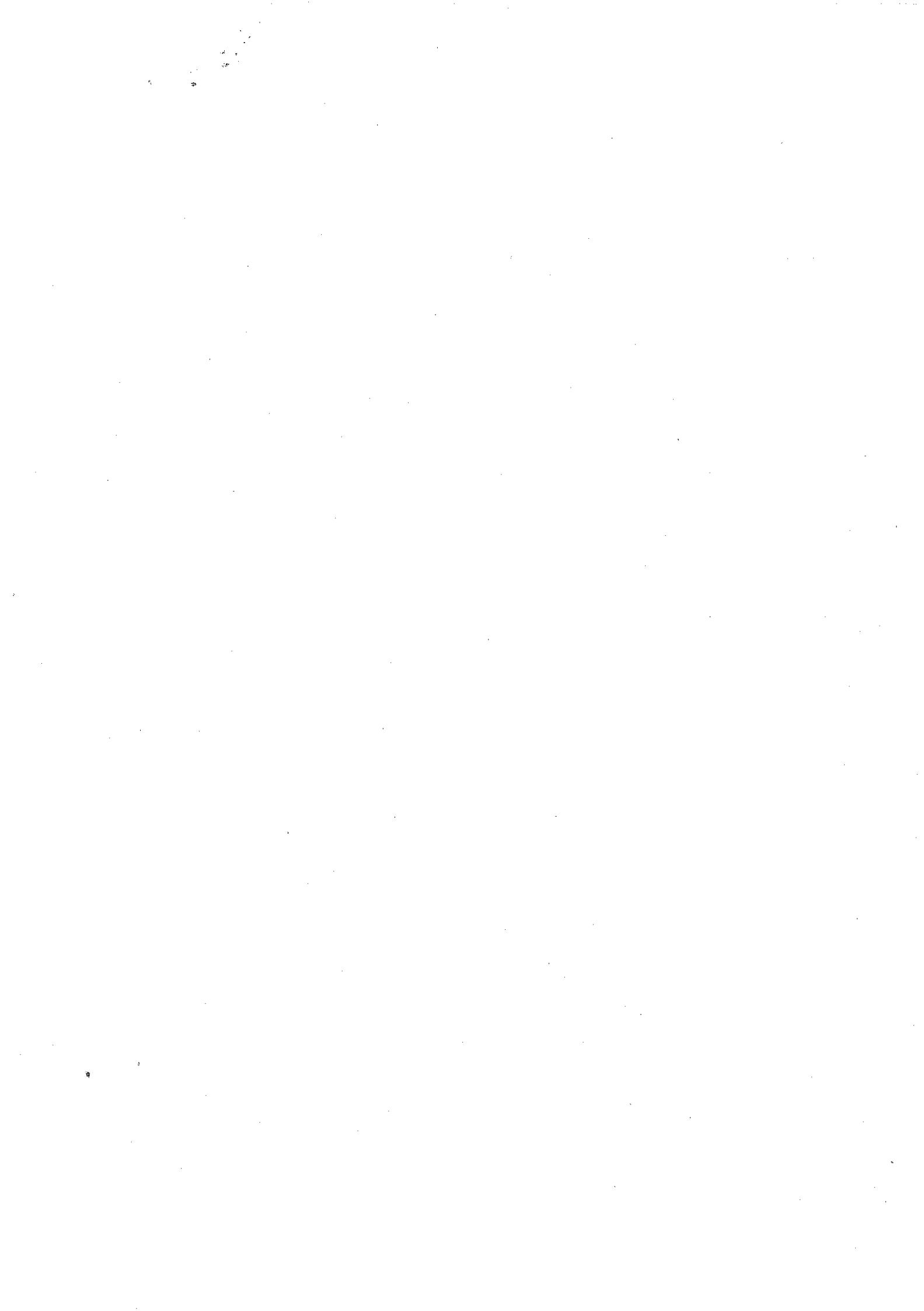


(様式第2号)

会議録

令和3年3月25日作成

会議の名称	第17回 島本町農業委員会		
会議の開催日時	令和2年4月13日(月) 午後3時00分から午後3時17分		
会議の開催場所	島本町役場3階 委員会室	公開の可否	可・ <input checked="" type="checkbox"/> 一部不可 ・不可
事務局(担当課)	都市創造部 にぎわい創造課	傍聴者数	1名
非公開の理由(非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)	個人情報が審議されているため		
出席委員	別紙のとおり		
会議の議題	別紙のとおり		
配布資料	会議に係る資料		
審議等の内容	別紙のとおり		



第17回島本町農業委員会議事録

1. 日 時 令和2年4月13日（月）午後3時00分～午後3時17分

2. 場 所 島本町役場3階 委員会室

3. 議事日程

【審議】

農地法第3条の規定による許可申請書について
(農地の所有権移転について)

4. 出席者

(委員)

会長 大西 義雄	会長代理 浅田 泰男	委員 粟辻 喜久雄
委員 井上 謙一	委員 種田 悟	委員 柏原 縁
委員 川村 僥一	委員 木村 修	委員 高山 一郎
委員 田中 幸造	委員 中村 清司	委員 西田 尚弘
委員 藤原 弘		

(事務局)

局長 名越 誠治	次長 佐藤 成一	課長 馬場田 耕平
担当 西崎 大樹	担当 大森 隆雄	

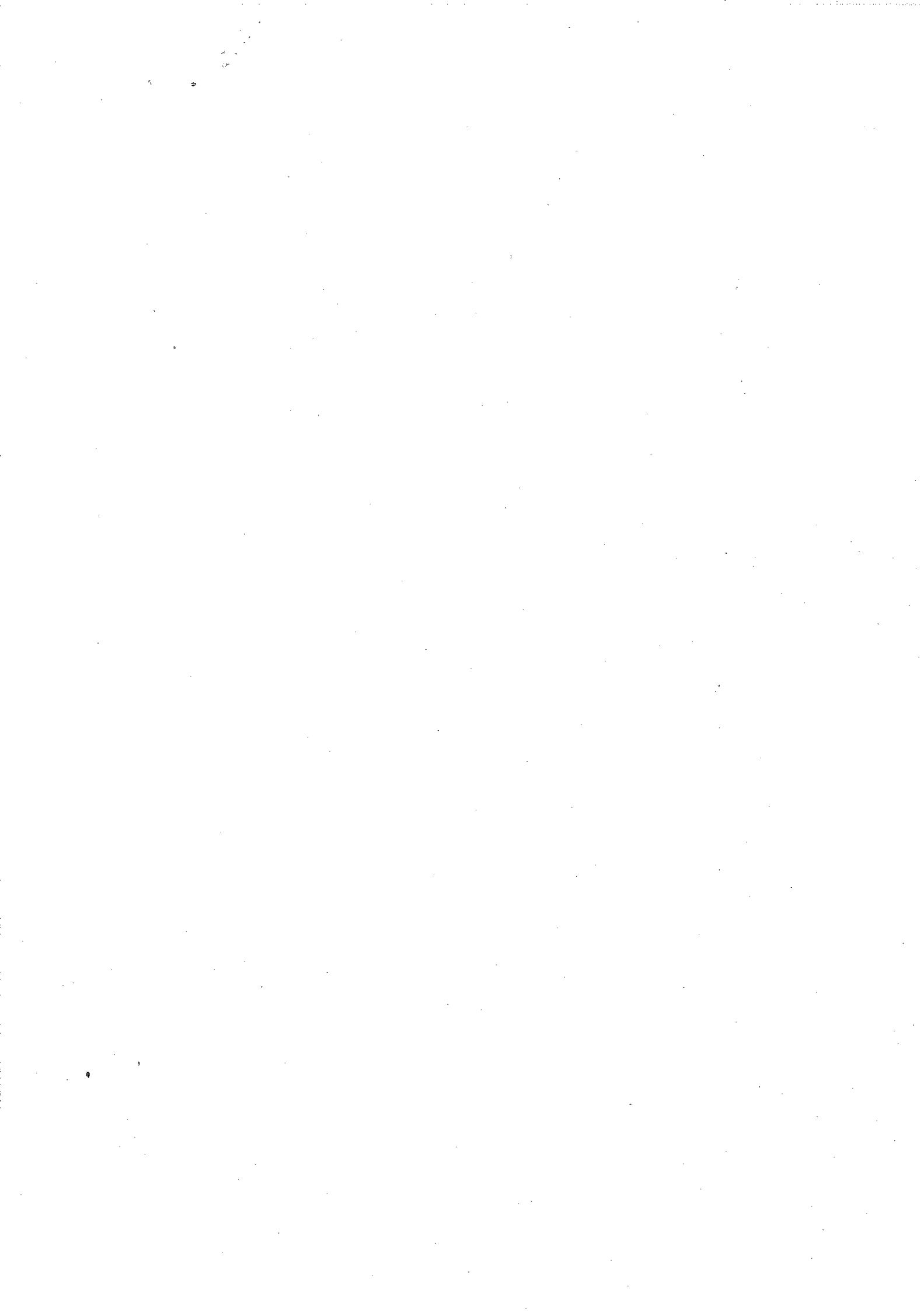
5. 欠席者 1名

6. 傍聴人 1名

農業委員会会長 大西 義雄

署名委員 清水 正純

署名委員 高山 一郎



令和2年度 第17回 島本町農業委員会議事録

事務局	<p>それでは定刻となりましたので、ただいまから第17回島本町農業委員会を始めさせていただきます。</p> <p>本日はお忙しい中、御出席いただきありがとうございます。本日の司会を務めさせていただきます事務局の西崎です。よろしくお願ひいたします。それでは、座って進行させていただきます。</p> <p>本日の農業委員会の開催につきましては、新型コロナウイルス感染予防の観点から、事務局といたしましては書面開催など、皆様にお集まりいただかない形での開催を検討してまいりました。</p> <p>しかしながら、全国農業会議所及び大阪府農業会議より、会議は公開することが法律で定められているため、書面開催はできない旨の通知があり、併せて会議時間の短縮などにより、感染リスクを極力抑えるよう指示がございました。</p> <p>そのため、本来であれば報告案件とするべき案件が2件ございましたが、会議時間を短縮するため、次回以降に持ち越しとさせていただいた上で、本日の会議を開催することといたしました。</p> <p>したがいまして、本日の案件は、「審議案件の「農地法第3条の規定による許可申請書について」の1件のみとなっております。</p> <p>それでは開会に当たりまして、大西会長より御挨拶をいただきます。大西会長、よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>皆さん、こんにちは。新型コロナウイルス感染が世界中で拡大する中、緊急事態宣言も出まして大変なことになってきました。先月の農業委員会のときは、まだ気をつけなあかんっていう話だったのが、この1ヶ月の間にかなり事態が深刻化しています。今日のテレビを見ていると、えらい深刻な状態で、医療機関のほうも崩壊してしまうんじゃないかというような状態でございます。何しろ、もうかかるんということ。それと、接触ができるだけしないということよりも、家でじっとしているということが一番良いんじゃないかと思います。</p> <p>ということで、今日の会議で司会のほうから言われましたように、できるだけ短くやっていきたいと思いますので、よろしく御協力のほどお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、議長の選出を行います。</p> <p>島本町農業委員会議規則第6条の規定により、大西会長に議長をお願いします。大西会長、お願いします。</p>

議長	<p>それでは、議案に入る前に委員の出席状況について報告いたします。</p> <p>委員14名中、出席委員13名、欠席委員1名であり、島本町農業委員会会議規則第7条の規定により、本日の農業委員会は成立しておりますことを御報告申し上げます。</p> <p>次に、本日の署名委員を指名させていただきます。清水正純委員、高山一郎委員にお願いいたします。</p> <p>次に、本日、傍聴者はあるでしょうか。</p>
事務局	傍聴者が1名おられます。
議長	議案に入らせていただく前に、委員会の傍聴の申出がございますが、傍聴を認めることでよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
議長	<p>異議がないようでございますので、傍聴を認め、入室を許可いたします。</p> <p>それでは議案に入ります。それでは、「農地法第3条の規定による許可申請書」について、事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>それでは、会議資料の1ページをお開きください。</p> <p>今回、申請のあった農地は、桜井5丁目にある3筆の農地で、合計面積は871m²でございます。譲受人は、現在当該農地を耕作されている方で、今回の申請により所有権を移転させるものでございます。</p> <p>2ページから9ページまでが許可申請書でございますが、まず2ページをお開きください。所有権を移転させる旨と申請者の氏名、土地の所在等が記載されております。</p> <p>3ページが契約内容。</p> <p>4ページから9ページまでが、権利を取得しようとする者またはその世帯員等が所有権等を有する農地等の利用状況や、農業経営計画等が記載されております。</p> <p>10ページから12ページまでが、当該農地の登記事項証明書。</p> <p>13ページが公図。</p> <p>14ページが位置図。</p> <p>15ページから18ページまでが譲受人の世帯全員の住民票。</p> <p>19ページが誓約書でございます。</p> <p>なお、譲受人は本町の農地取得に関する下限面積2,000m²の要件を</p>

	<p>満たしておりませんが、関係機関に問合せ、下限面積未満であっても耕作権を有する土地について、所有権を取得することは可能であることを確認しております。</p> <p>簡単ではございますが、事務局からの説明は以上でございます。</p>
議長	<p>ただいま事務局から説明がありました。申請のあった地区は、高山委員の担当地区となっております。高山委員、補足説明がありましたらお願ひいたします。</p>
委員	<p>ただいま報告のありました田んぼでございますけれども、譲渡人のお父さんから引き継いで相続をされた譲渡人が、今回の地主であります。この田んぼは、戦後からずっと譲受人のお母さんとお父さんが耕作をしておつて、お父さんが亡くなった後、約二十五、六年、現在の譲受人が秋と5月は耕作に来ております。</p> <p>今回、開発予定の田んぼ、西側のほぼ真ん中にあるんですけども、そこが昨年で一応耕作をできなくなることになりました、今回の譲受けということになりました。</p> <p>以上、そういう結果です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>もともと耕作をしてはったという方が、譲受人になるということでございますね。下限面積の20aに満たないんです、若干満たないんですけども、そういうふうにずっと昔から耕作してたということで、彼が相続と同じような扱いをしてもいいというように、事務局のほうで調べていただいて、大阪府農業会議のほうで御指導を受けたといったところでございますが。</p> <p>何か質問等がありましたらお願ひします。</p> <p>はい、[] 委員。</p>
委員	<p>本案は、事前に質問等があれば事務局へという添え書きがあったと思うんですが。先に事務局でそんなんを聞いておられたら、そちらを先にお願いできますか。</p>
議長	事務局ありますか。
事務局	事務局には、特に御質問はいただいておりません。
議長	よろしいですか。ございませんでしょうか。

	はい、[] 委員。
委 員	2ページの2の所在地と田んぼの面積と、5ページの(1)下の[]、これとが違うのが、ちょっと理由を教えてほしい。
議 長	事務局お願いします。
事務局	ただいまおっしゃった農地、5ページのほうですね。こちらは、現在耕作されているところも含めてのところですね。2ページのほうは、今回所有権を移転しようとする農地ということで、面積が異なるということでございます。
委 員	[] って、どこにあるんかな。
委 員	[] の下ちゃう。
委 員	[] の下やな。
委 員	うん。これはもともと持つてはる。
事務局	ちょっと補足させていただきますと、5ページの所在地、具体的には申し上げられないですけども、5ページの4筆書かれているうちの4筆目ですね。今、[] 委員がおっしゃったところが、いま既に耕作されてるところというところですね。今回の申請には上がってない農地ということでございます。
議 長	よろしいですか。
委 員	いやいや、[] が [] の下の田んぼやろ。これ、今13ページの。13ページに公図あるでしょ。
委 員	公図で見るとね。
委 員	[] やろ。
委 員	うん。
委 員	[] ってどつか書いてないかな。

委 員	13ページ、13ページのどこに。赤線引っ張っている斜めの線の下、右ですわ。
委 員	[REDACTED]やね。これはもともとのとこやろ。違うの、これ。
委 員	これ、もともとのとこやろ。
委 員	これ現在やってる。
委 員	赤線だけ、今回の申請するとこ。それ3つ合わせて、4つ合わせて。
委 員	ちょっとここが、ちょっと小さな田のところを一つにしたんです。今現在、言うてましたね。
委 員	ほんなら、[REDACTED]、これ全部がここへ移転するっていう意味やな。そういう意味やな、分かりました。
議 長	よろしいですか。 だから、もともと[REDACTED]を借りてやってたんやな。今度は、[REDACTED]と[REDACTED]と[REDACTED]を譲受けはるんやな。それで4つ合わせても1,938m ² で、2,000m ² には足らんやろっていうことやけど。先ほど、言うたとおり。
	よろしいですか。
委 員	はい、結構です。
議 長	ほか、ございませんか。その他、特に発言がないようでございますので、質疑を終結いたします。 それでは、採決を行いたいと思いますが、異議ございませんか。
委 員	異議なし。
議 長	異議がないものと認め、採決いたします。 「農地法第3条の規定による許可申請について」許可することに承認される方は挙手願います。 ありがとうございます。挙手全員により、本案件は承認いたします。 以上で、本日の議案の審議が終了いたしましたが、委員の皆さんからそ

	<p>の他、何かございませんでしょうか。</p> <p>なければ、事務局のほうからお願ひいたします。</p>
事務局	<p>事務局から 1 点、御報告がございます。</p> <p>お手元にお配りしております資料を御覧ください。</p> <p>3月 2 日から 3 月 31 日まで、農業委員会の委員を募集いたしました。その結果、定数 14 名に対し、12 名の推薦と 4 名の個人応募、計 16 名の応募がございました。</p> <p>今後の流れでございますが、5 月中旬に選考委員会を開催し、16 名の応募者の中から 14 名を選考させていただきます。選考結果につきましては、6 月上旬までに推薦団体と応募された方に通知させていただきます。</p> <p>選考を通過された方につきましては、6 月議会で任命の同意を得ることとなります。議会の同意が得られた方には、7 月上旬に辞令交付式と第 1 回農業委員会の開催通知をお送りいたします。</p> <p>御不明な点等がございましたら、後日でも結構ですので、事務局までお問合せください。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p>
議長	<p>ただいま事務局から説明があった農業委員の改選について、委員の皆様から御意見、御質問等がありましたらお受けいたします。</p> <p>特にないようでございますので、ここで議長を解任させていただきます。御協力ありがとうございました。</p>
事務局	<p>それでは、以上をもちまして、第 17 回島本町農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。</p>